

保険者におけるスケジュール（案）

	19年度	20年度	21年度
4月	<p>【平成19年度の準備作業】</p> <p>健診の現状把握（被扶養者も含む） （18年度より）</p>	<p>健診対象者の抽出 受診券等の印刷・送付（随時可） 代行機関に受診券発行情報の登録</p>	<p>健診データ受取費用決済（最終）</p>
5月	<p>実施方法の検討、年間実施スケジュール案の作成 ・加入者（特に被扶養者）への案内方法等 ・集団契約・個別契約の判断 ・委託先の確保等</p>	<p>（特定健診の開始）</p>	<p>健診データ抽出（前年度分）</p>
6月	<p>事務処理システム開発・導入の検討開始（業者決定等）</p>	<p>健診データ受取費用決済</p>	<p>実施率等、実施実績の算出 支払基金への報告（ファイル作成・送付）</p>
7月	<p>特定健診等実施計画（5ヵ年）の策定開始</p>	<p>保健指導対象者の抽出、利用券等の印刷・送付 代行機関に利用券発行情報の登録</p>	<p>実施実績の分析 実施方法、委託先機関の見直し等</p>
8月	<p>個人情報保護対策 ・セキュリティポリシー等の策定、周知。 ・個人情報保護法に基づくガイドラインの周知等</p>	<p>【平成20年度以降の繰り返し作業】</p> <p>保険者とりまとめ団体との契約等</p>	<p>保健指導対象者の抽出、利用券等の印刷・送付 代行機関に利用券発行情報の登録</p>
9月	<p>実施計画策定</p>	<p>仮契約手続きの開始 ・実施機関との交渉 ・委託料等の決定 ・実施時期の調整等</p>	<p>（特定健診・特定保健指導の実施）</p>

	19年度		20年度		21年度
10月					
11月			詳細は別紙	(特定健診・特定保健指導の実施)	
12月			仮契約手続きの終了 (委託料等の決定)		
1月	事務処理システムの試験・ 検証の開始 (健診データの送受信等)		予算・契約承認手続き (各保険者)	(特定健診の終了)	
2月	加入者台帳整備・確認		代行機関に契約等情報 の登録(代表保険者)	健診データ受取 費用決済(最終)	
3月	事務処理システム運用開始 (分析機能等は20年度に開発することも可)		次年度健診・保健指導 実施スケジュール作成		
			契約準備		(特定保健指導の利用受付終了)

契約に関する保険者の作業（市町村国保の契約スキームを利用）

	市町村国保	組合健保等	政管健保	保険者とりまとめ団体	代行機関
8月		契約とりまとめの委託 (利用する場合のみ)	契約とりまとめの委託 (利用する場合のみ)		
		→			契約とりまとめの受託
9月	市町村医師会等との交渉 (委託料、委託範囲、委託 基準等の調整)				健診機関・保健指導機関の 登録(以降は随時の申請・ 登録)
10月					
11月	市町村医師会等との仮契約 仮契約情報を保険者協議会 等を通して情報共有	(保険者協議会)		市町村国保の契約情報を保 険者協議会等を通して収集	
12月			予算閣議決定 ←	委託の交渉 ↓ 市町村医師会等との仮契約 (市町村国保と同一条件)	
1月	国保運営協議会等により 仮契約内容等の承認				
2月	市町村予算3役への説明等	組合会等により予算・仮 契約内容等の承認			
3月	市町村医師会等との契約 準備			代行機関に契約情報を登録	保険者とりまとめ団体から 提出された契約情報の登録
4月	市町村医師会等との契約			市町村医師会等との契約 準備 ↓ 市町村医師会等との契約	保険者リスト、実施機関 リスト、委託料等、事務 点検に必要な情報を登録 する。

契約に関する保険者の作業（集団契約）

	保険者	保険者とりまとめ団体	代行機関
8月	契約とりまとめの委託	〔 保険者とりまとめ団体の情報は、保険者協議会等により情報共有する。 〕 契約とりまとめの受託	
9月		健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との交渉（委託料、委託範囲、委託基準等の調整）	健診機関・保健指導機関の登録（以降は随時の申請・登録）
10月			
11月			
12月		健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との仮契約（委託料の決定）	
1月	組合会等により予算・仮契約内容等の承認（組合健保の場合）		
2月	受診券情報を登録（開始） （対象者を抽出、受診券を出力した保険者から）	代行機関に契約情報を登録	契約情報の登録 〔 保険者リストと実施機関リスト、委託料等、事務点検に必要な情報を登録する。 〕
3月		健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との契約準備	
4月	受診券を出力、加入者に送付 代行機関に受診券情報を登録	健診機関等、健診機関等とりまとめ団体との契約 加入者に情報提供（機関リスト等）	受診券情報の登録

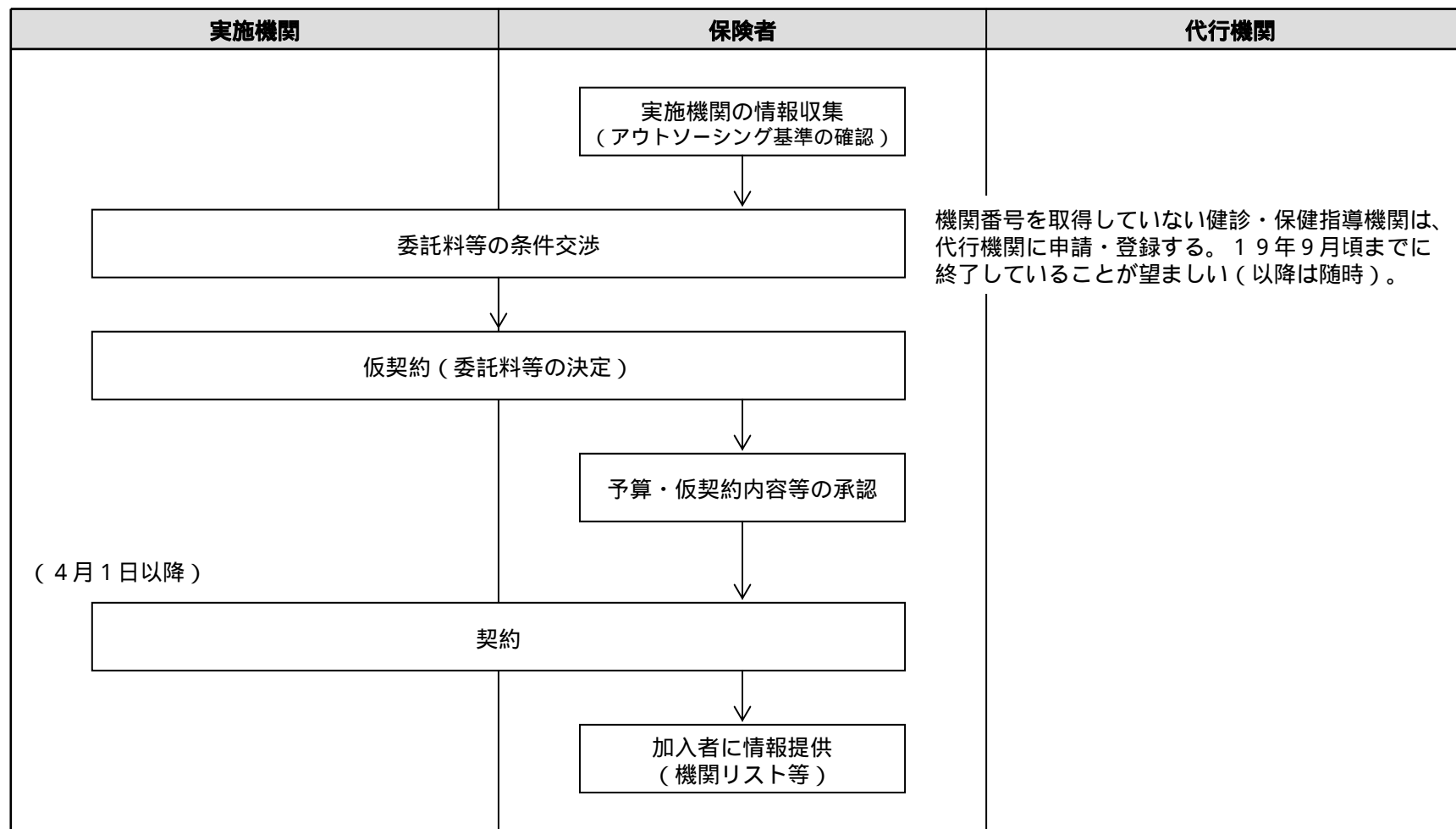
契約に関する保険者の作業（個別契約）

月	保険者	代行機関
8月	健診機関・保健指導機関との交渉 (委託料、委託範囲、委託基準等の調整)	
9月	↓	
10月	↓	
11月	↓	
12月	健診機関・保健指導機関との仮契約 (委託料等の決定)	
1月	↓	
2月	組合会等により予算・仮契約内容等の承認の承認手続き	代行機関を利用する場合、保険者が受診券情報（受診券を発行する場合）契約情報を代行機関に登録する。 健診機関・保健指導機関から保険者に直接送付する場合、提出の時期、様式等を契約書に盛り込む。
3月	↓	
4月	健診機関・保健指導機関との契約準備 ↓ 健診機関・保健指導機関との契約加入者に情報提供（機関リスト等）	

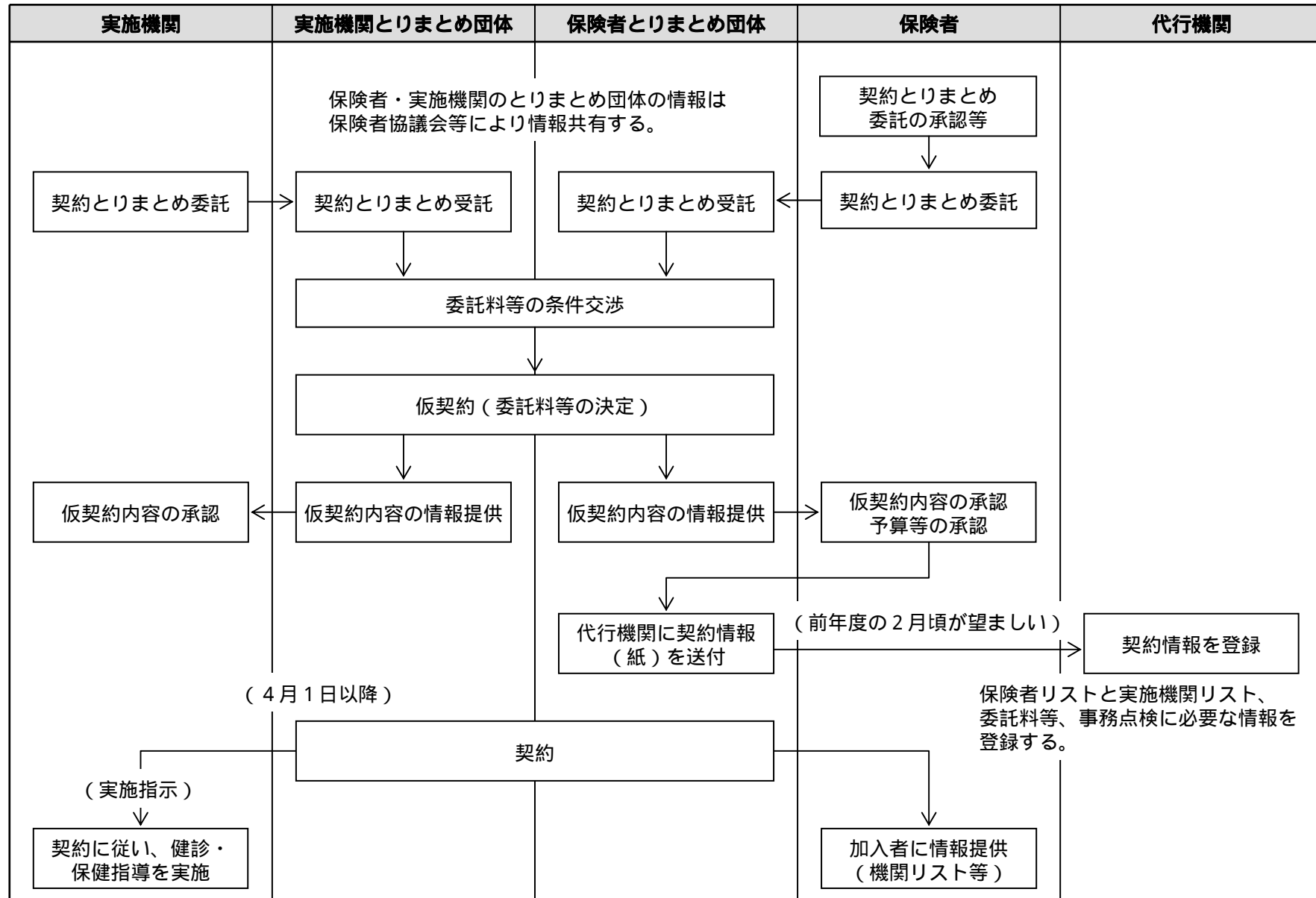
契約等の事務フロー

契約

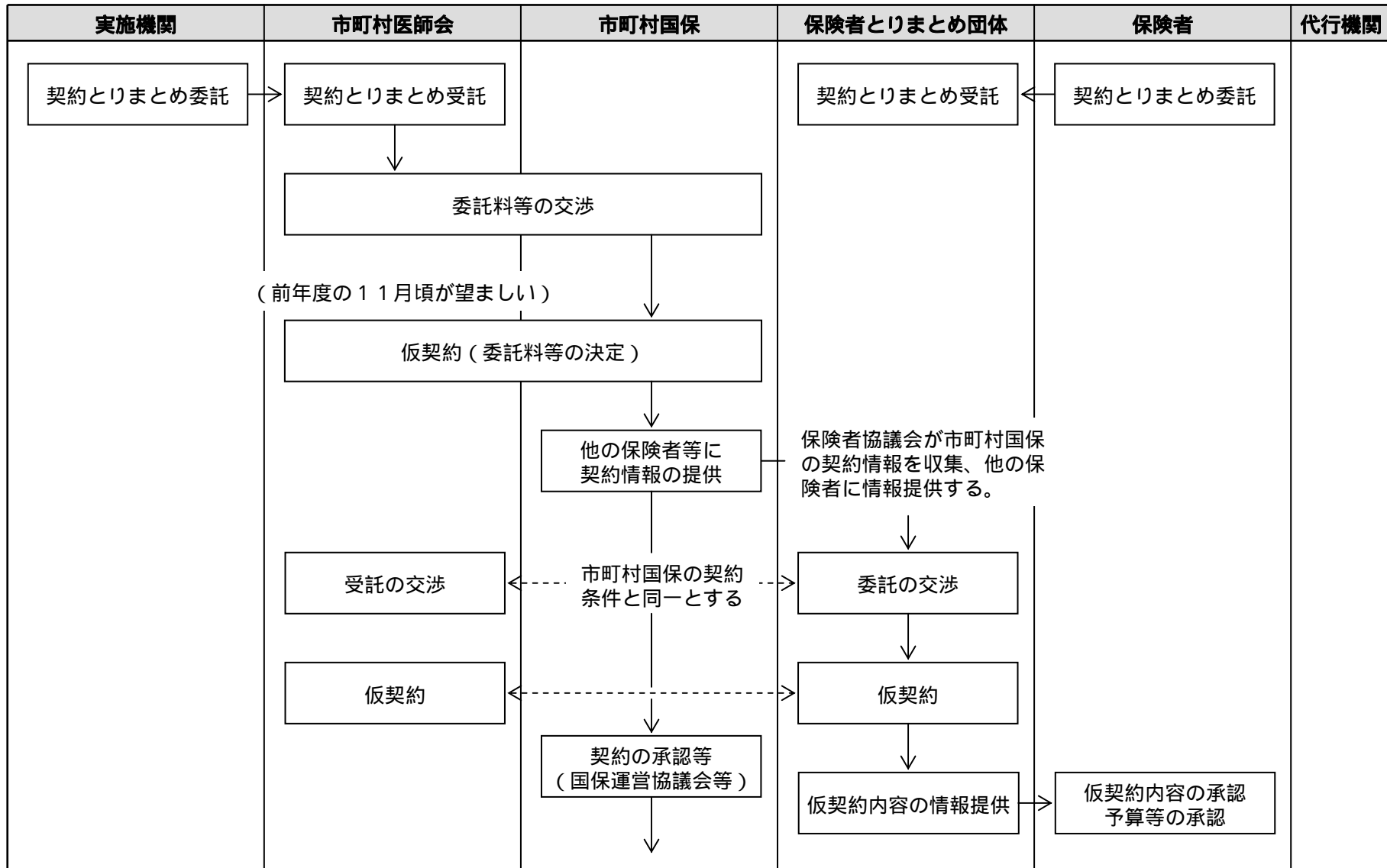
個別契約

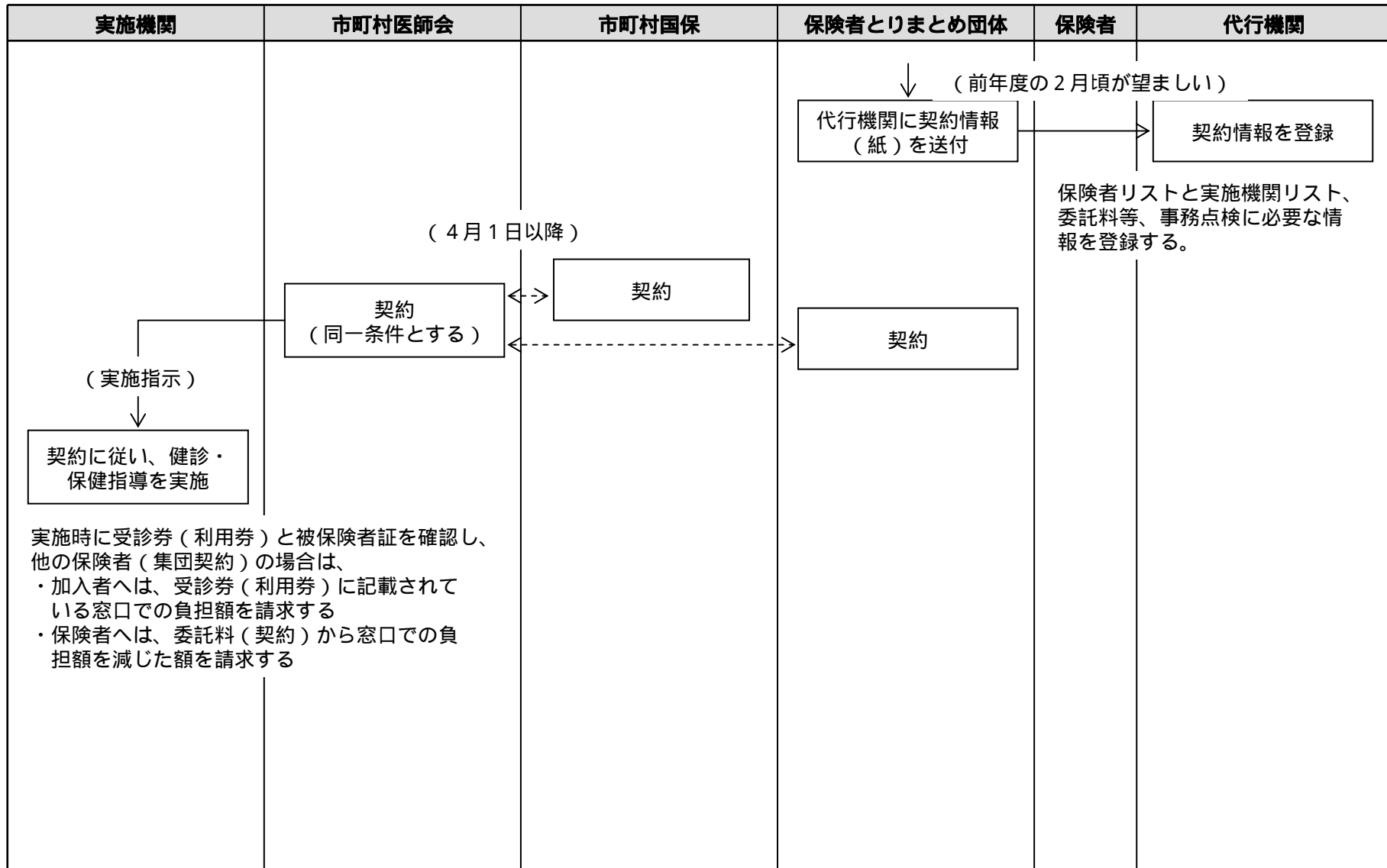


集団契約

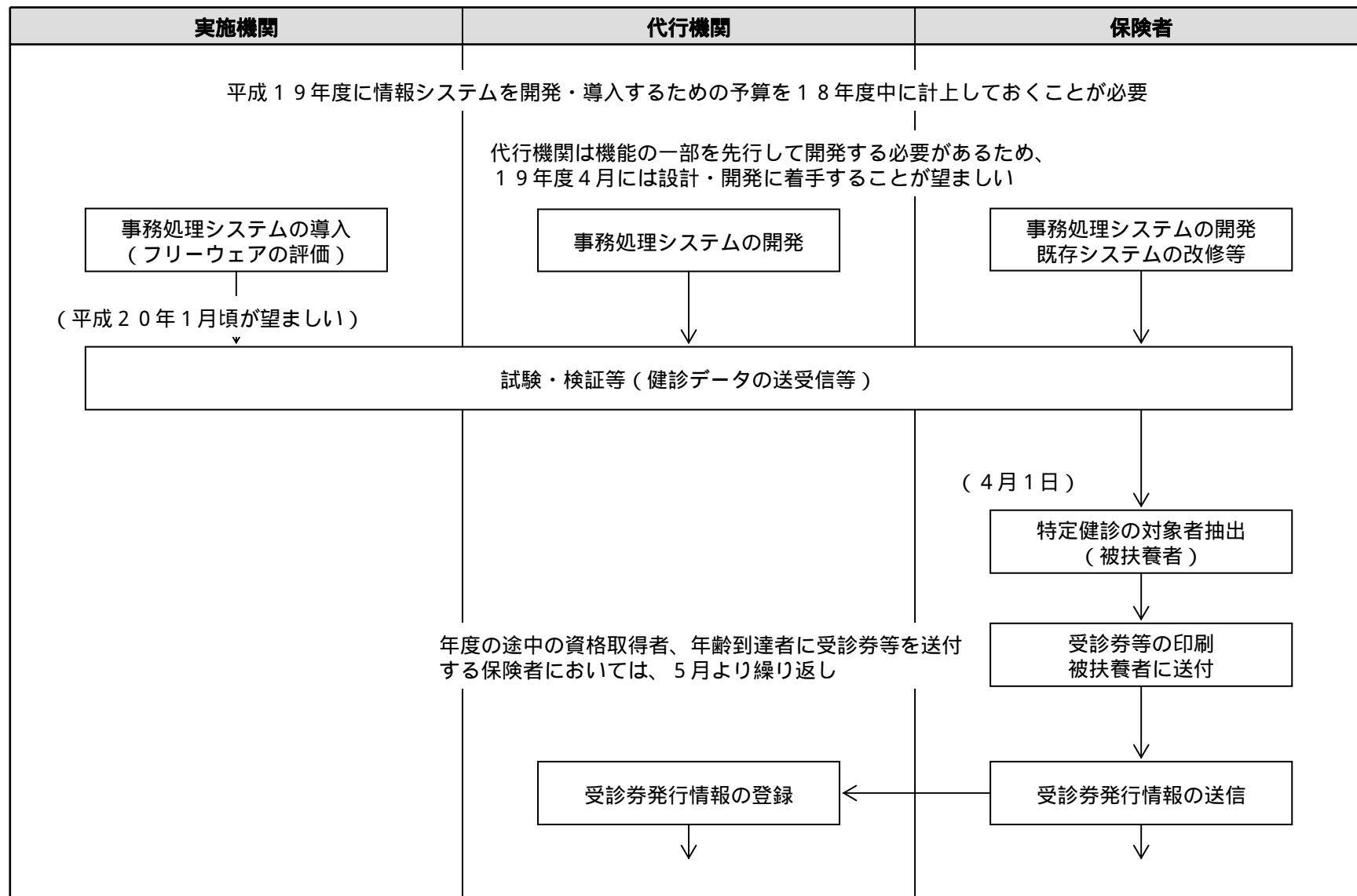


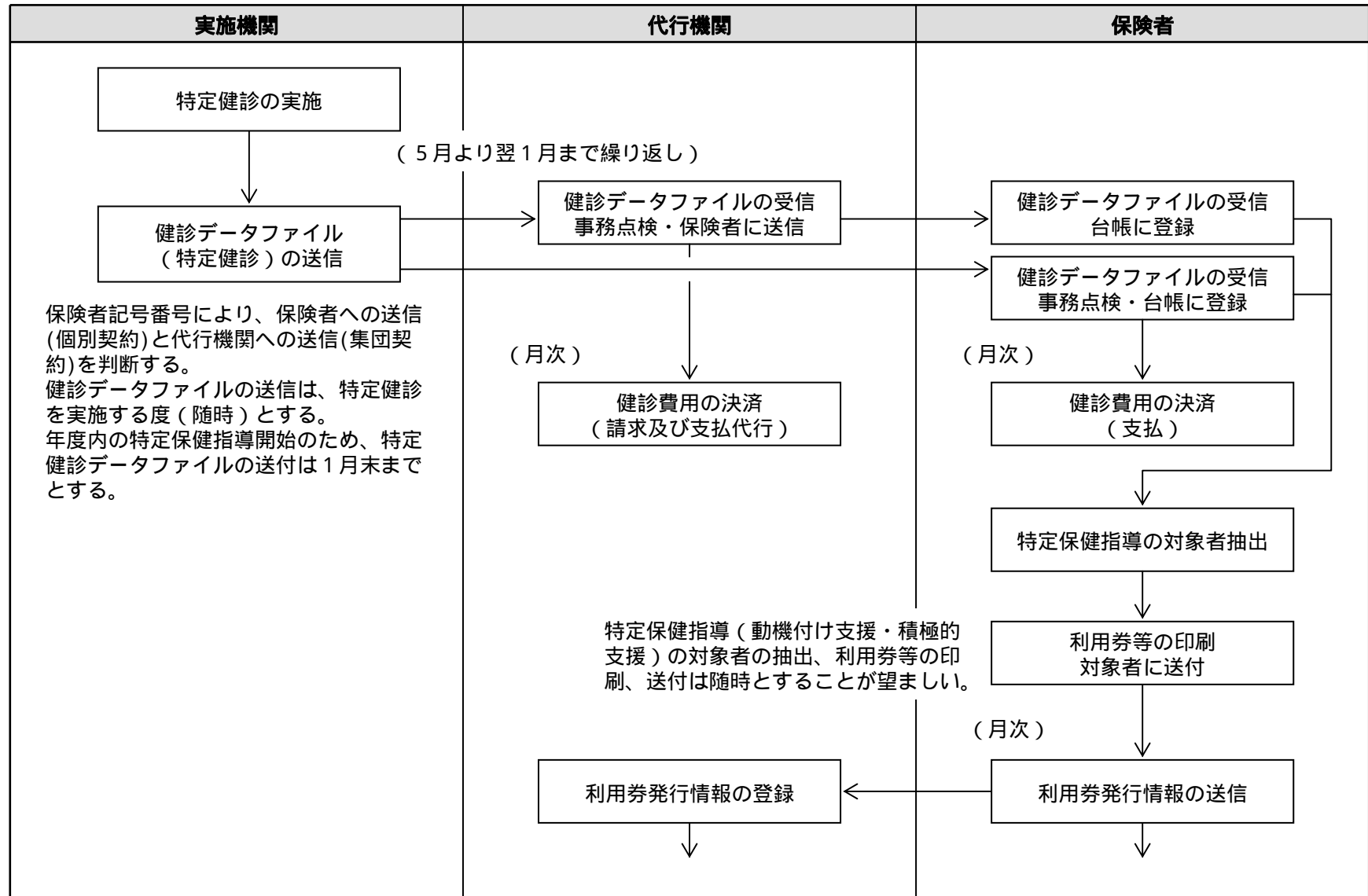
集団契約（市町村国保の契約スキームを利用）

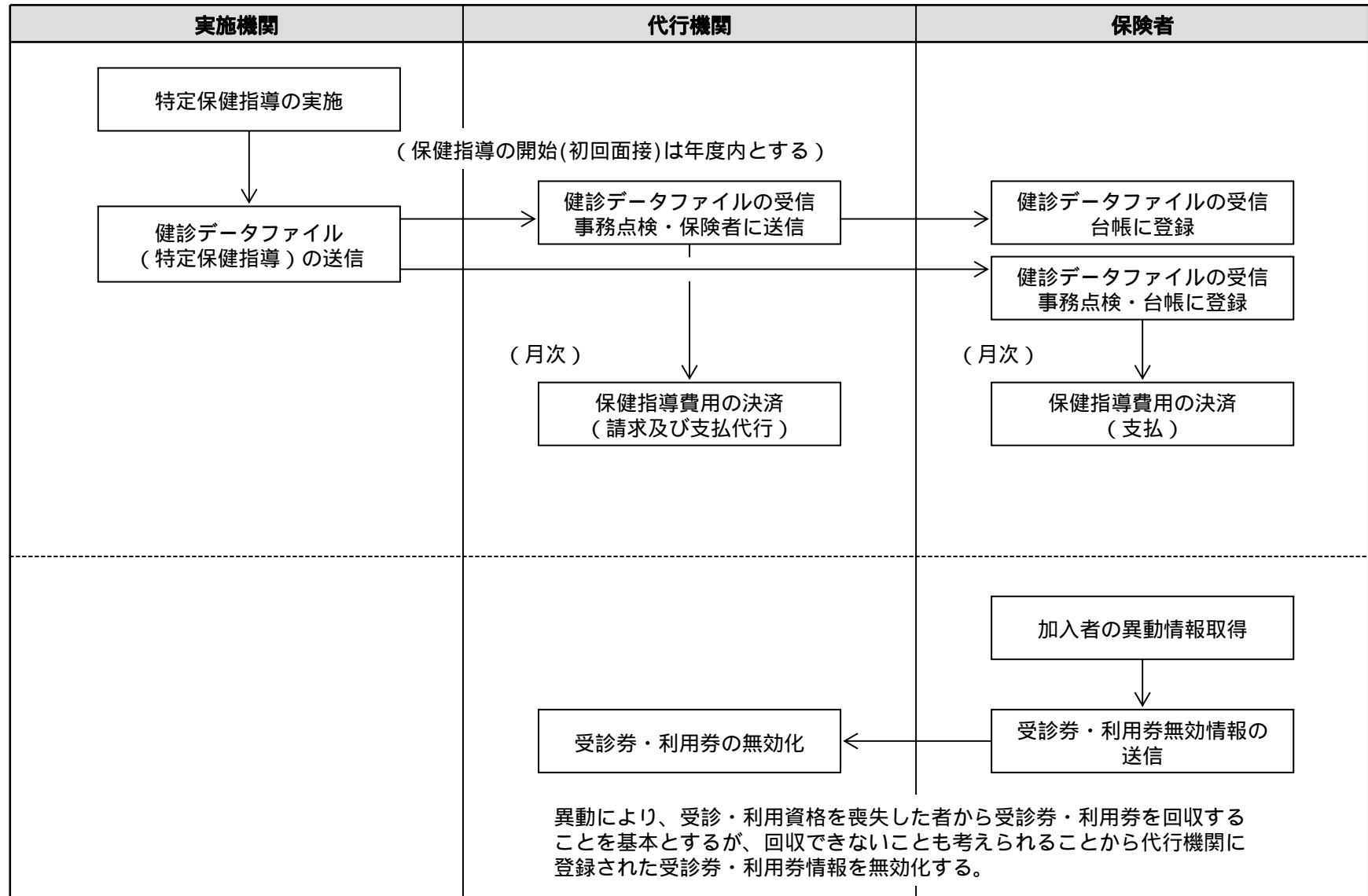




実施







国への報告

